

費用徴収制度の運用（新旧対照表）

現行の運用	見直し後の運用
<p>○費用徴収の要件及び費用徴収の率</p> <p>行政機関から労災保険に係る保険関係成立届の提出について指導等を受けたにもかかわらず、提出を行っていない事業主について、<u>故意又は重大な過失により保険関係成立届の提出を行っていないものと認定し、下記の対象となる保険給付の額に100分の40を乗じて得た額を徴収する。</u></p>	<p>行政機関から労災保険に係る保険関係成立届の提出について指導等を受けたにもかかわらず、提出を行っていない事業主について、<u>故意に保険関係成立届の提出を行っていないものと認定し、下記の対象となる保険給付の額に100分の100を乗じて得た額を徴収する。</u></p> <p><u>また、行政機関から指導等を受けた事実はないものの、保険関係成立の日以降1年を経過してなお保険関係成立届を提出していない事業主について、重大な過失により保険関係成立届の提出を行っていないものと認定し、下記の対象となる保険給付の額に100分の40を乗じて得た額を徴収する。</u></p>
<p>○費用徴収の対象となる保険給付の範囲</p> <p>当該事故に関し支給する休業（補償）給付、障害（補償）給付、傷病（補償）年金、遺族（補償）給付及び葬祭料（葬祭給付）のうち、<u>事故発生の日から保険関係成立届の提出のあった日の前日（又は認定決定の前日）までに支給事由が生じたもの。</u></p> <p>ただし、療養を開始した日の翌日から起算して三年以内の期間において支給事由が生じたものに限る（年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべき保険給付に限る。）。</p>	<p>当該事故に関し支給する休業（補償）給付、障害（補償）給付、傷病（補償）年金、遺族（補償）給付及び葬祭料（葬祭給付）。</p> <p>ただし、療養を開始した日の翌日から起算して三年以内の期間において支給事由が生じたものに限る（年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべき保険給付に限る。）。</p>